射水市放課後児童クラブ運営業務委託　公募型プロポーザル　質問に対する回答

番号	質問受付日	質問箇所	質問・回答	
1	R8.10.16	仕様書 ７.運営業務の内容 （２）開設時間	質問	・開設時間は「少なくとも１８時まで」とありますが、市として想定している具体的な開設時間と閉所日（年末年始等）をご教示ください。あわせて、土曜日開所の有無と１８時を超える延長の取扱いをご教示ください。
			回答	平日は１３時３０分から１８時まで、長期休業期間、学校休業日等は８時から１８時までを、また閉所日は日曜日、祝日、年末年始、お盆、学級で定める日を想定しています。土曜日については、令和６年度から利用希望がないため開所しておりませんが、保護者の就労状況やニーズなどにより、土曜日の開所や開設時間の延長についてもお願いする場合があります。その際は市と協議の上で決定することとします。
2	R8.10.16	仕様書 ４.委託業務の場所及び定員数	質問	・定員５８人に対する現在の登録児童数と平日・長期休業期間の平均利用児童数をご教示ください。あわせて、令和９年度の利用見込みと配慮を要する児童（障害児等）の受入れ状況をご教示ください。
			回答	令和８年１０月１日現在の登録児童数は５２人です。平日・長期休業期間の平均利用児童数は５４人です。現時点では、令和９年度の利用見込み児童数は未確定ですが、今年度同様の人数を想定しています。なお、今年度は現在のところ配慮を要する児童（障害児等）の受入れはありません。

3	R8.10.16	仕様書 2.委託期間 7.運営業務の内容 （3）準備期間の業務	質問	・現在の運営体制（支援の単位数、支援員等の人数・資格・雇用形態・勤務時間）をご教示ください。あわせて、定員５８人について市として想定している支援の単位数（１支援単位または２支援単位）と１支援単位とする場合の「１支援単位の児童数は概ね４０人以下」とする基準との関係をご教示ください。 ・市として求める配置基準（支援員・補助員の最低人数）と仕様書７（３）③「統括体制の確立」で想定している内容（統括者の配置人数・資格・常駐の要否）、現職員の雇用の引継ぎを市として求めるか否かをご教示ください。
			回答	・現在の運営体制は、１支援単位で支援員等は５人、そのうち２人が有資格者です。雇用形態は常勤２人、非常勤３人です。勤務時間は、平日については概ね常勤が３～５時間、非常勤が２～４時間で、長期休業期間、学校休業日等については概ね常勤が１０．５時間、非常勤が１０時間です。市として想定している支援の単位数は１支援単位です。児童数については、運営基準に沿った人数での適切な受入れに努めていますが、開設場所等の都合によりやむ得ない場合については、学級における集団の規模の上限として概ね７０人以下により児童の受入れを行うことができる条例経過措置を適用しています。 ・職員の人数については、放課後児童支援員及び補助職員を運営基準に基づき配置していただきます。統括体制の確立については、統括者１名を想定しています。資格は不要で常駐の必要はありません。現職員の雇用の引継ぎは、市として求めていません。
4	R8.10.16	仕様書 2.委託期間 7.運営業務の内容 （3）準備期間の業務	質問	・現行の「太閤山小学校下留守家庭児童会」からの引継ぎの具体的な方法・期間と準備期間中の施設への立入り、児童情報の提供についてご教示ください。 ・入級手続（入級決定を含む）の市と受託者の役割分担をご教示ください。あわせて、現行の運営事業者から引き継ぐ備品（遊具、図書、ロッカー、カーペット・畳等）の有無とある場合はその一覧、備品の購入が必要な場合の費用の取扱い（見積限度額に含まれるか否か）をご教示ください。
			回答	・引継ぎ方法については、契約締結後、現在の運営主体と協議の上決定します。 ・令和９年度の入級申請書の審査及び決定の通知については、市が行います。入級申請の案内・募集及び入級申請書の配布・受理・書類不備等の確認については、受託者に行っていただきます。備品のリストはありませんが、棚類、机類、テレビ、冷蔵庫等、放課後児童クラブに現存する備品は原則としてすべて引継ぐ予定としておりますが、詳細については現地確認をお願いします。備品の購入については想定しておらず、見積限度額に含まれておりません。

5	R8.10.16	実施要領 1　業務概要 （3）業務期間 （5）見積限度額	質問	・（3）（以降更新あり）の更新条件・更新期間と更新時の委託料の見直し（最低賃金改定等）の考え方をご教示ください。 ・見積限度額に含まれる費用の範囲（施設・備品・光熱水費・修繕費等の負担区分）と保護者負担金の収入の帰属をご教示ください。
			回答	・単年度契約で運営状況が良好であれば契約更新できるものとします。更新時には、最低賃金の改定等を考慮した上で必要に応じて委託料の見直しを行います。 ・施設・備品・光熱水費・修繕費等の費用については、見積限度額に含まれていません。保護者負担金の収入は運営事業者に帰属します。